

北海道森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：令和6年10月16日)

開催日及び場所			令和6年10月3日（木曜日） 中会議室	
委 員			折 原 博 樹（公認会計士） 田 中 健太郎（弁護士） 渡 邊 寧 子（税理士）	
審議対象期間			令和6年4月1日～令和6年6月30日	
審議対象案件			615件 うち、一者応札案件300件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 3件	
抽 出 案 件			17件 うち、一者応札案件12件 (抽出率2.8%) (抽出率4.0%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率0%)	
抽出案件内訳	工事	一 般 競 争		4件 うち、一者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随 意 契 約		0件
	業務	一 般 競 争		4件 うち、一者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	0件

	物品・役務等	一 般 競 争	9 件 うち、一者応札案件 7 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		指 名 競 争	該当なし
		随意契約（企画競争・公募）	該当なし
		随意契約（その他）	0 件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回 答
		1 抽出案件A1の工事内容のコンクリート谷止工の規模はどれくらいか。	1 この箇所は、大規模な崩壊地からの土砂の移動を押さえ、斜面を安定させることを目的に施工しており、堤体は袖の長さも入れると50m以上となり、通常の治山事業と比較してもかなり大規模な工事である。
		2 抽出案件BB1に「PCB」とあるが、「PCB」とは何か。	2 「PCB」とはポリ塩化ビフェニルのことである。 昭和40年代の橋の塗料の可塑剤に使用されているのが最近わかり順次調査と塗替え改修を行っているが、北海道だけでなく全国的に取り組まれているものである。塗替えは令和8年度までに終了させる目標で進めている。
		3 特別な競争参加資格は発注者である局署で条件を付けたものか。	3 その通りである。
		4 局署で条件を付けた、F4、F5の建設機械賃貸借契約は、地山掘削作業主任者の配置としているが、F122、F131は特別な参加資格の記載がないが、作業時間数とかが関係するのか。	4 地山の掘削など作業に当たり作業の深さなどに規制のあるものは資格が必要であり、単純に機械で土を押すだけであれば資格は必要なく条件を付さない。 また、表の記載として特別な競争参加資格を記載するものは応札者が一者の場合であり、F122、F131は二者応札な

	5 抽出案件にある格付等級とあるが、定義はあるのか。 6 抽出案件 F1、F3、F4、F6について、落札率が100%であるが、これは公表されている単価によって計算されると100%になるということか。 7 抽出案件 F1はメーカーからの見積りとのことであるが、そこだけしかなかったのか。 8 抽出案件F3で一応札の原因が納入先の官署が遠方僻地のためコストに見合わないとあるが、上川南部森林管理署の所在地はどこか。	ので記載していない。 5 資格申請により会社の規模、受注実績等審査項目を審査しAからDの等級で格付されている。 6 F1は現在使用している複合機メーカーから見積りを作り予定価格を作成しており、落札者も同メーカーで設定している価格で入札したものである。F3は二者からの参考見積りを勘案して予定価格とし、その参考見積りを出したうちの二者が入札に参加した。F4、F6は市販の建設物価本を基に予定価格を積算しているため、同じ書籍を使って入札金額を作成すれば金額が同額になる場合もある。 7 他にもメーカーはあるが、現在使用している複合機のメーカーから価格の見積りを取り、そのメーカーの機種を取扱っている業者が入札に参加したので金額が同額となったものと推測される。 8 上川南部森林管理署は南富良野町幾寅に所在している。
委員会による意見の具申又は勧告内容 〔これらに対し部局長が講じた措置〕	今回の審議案件については、適切に行われていたと判断する。	

事務局：北海道森林管理局総務企画部業務調整課

（注１） 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

（注２） 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益 社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第４２条第１項に 規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。